



●福祉生活課 fukushis@city.ishikari.hokkaido.jp
●福祉総務課 fsoumu@city.ishikari.hokkaido.jp

●健康づくり課 kenkou@city.ishikari.hokkaido.jp

健康・福祉

バス回数券引換

高齢者バスカード等購入割引券を空知バス回数券に引き換えます。

日時 12月15日(金)10時～15時
場所 浜益支所市民福祉課窓口
持ち物 高齢者バスカード等購入割引券、現金

※すでに引き換えされた方は該当となりません

※平成19年3月にも予定
問合せ 浜益支所市民福祉課

☎79・2112
福祉生活課 ☎72・3194

こころの健康相談【予約制】

不眠・引きこもり・認知症(痴呆)・拒食・過食・アルコール依存などの、本人や家族の悩みに専門家が応じます。

日時 12月15日(金)13時30分～
場所・申込・問合せ 江別保健所石狩支所 ☎74・1142

介護者リフレッシュ事業

日々の介護をひと休みして、リフレッシュしませんか。

※本人を置いて外出できない方は申し込み時にご相談ください
対象 在宅療養中の家族を介護

している方

日時 12月20日(水)10時～13時

場所 市公民館

内容 そば打ち体験 ※当日は講師が打ったそばを食べることができま

費用 1500円 ※自分で打ったそば(500g)を持ち帰ります

申込・問合せ 健康づくり課
☎72・3124

イキイキ介護予防講座

介護予防に関するチェックリストで自分のイキイキ度をチェックしてみませんか? 理学療法士による軽体操と個別相談(予約制)を行います。

対象 65歳以上の方

日時 12月26日(火)13時30分～
場所 花川北コミセン

申込・問合せ 健康づくり課
☎72・3124

街頭献血

日時・場所 12月26日(火)9時～17時 市役所

問合せ 市献血推進協議会

☎72・3127

成人健康相談

生活習慣病や健診結果が心配な方の相談、さらには更年期障

害など女性特有の不安・悩みに保健師・栄養士が応じます。

個室で相談希望の方はお申し出ください。申込受付は前日まで。

日時 12月27日(水)10時～11時30分

場所 りんくる

申込・問合せ 健康づくり課
☎72・3124

転倒予防教室

「転倒しないための60歳からの体力づくり」をテーマに、体力測定や体操などを行います。家にこもりがちになる冬場、体を動かしませんか?

対象 60歳以上の運動制限がない方

日時 平成19年1月16日～2月6日の毎週火曜 全4回 13時～15時30分

場所 花川病院(花川北3・2)

費用 無料

定員 15人(申込多数時選考)

講師 岸上明裕氏(作業療法士)

申込締切 平成19年1月5日(金)
申込・問合せ 地域包括支援センターホットライン21
☎73・2221

健康づくり教室

「フレッシュアップコース」

体力の衰えや生活習慣病、更

年期障害などが気になる方、運動を始めるきっかけにしませんか。

対象 40～64歳で運動に支障のない女性

日時 平成19年1月17日～2月14日の毎週水曜 10時～11時45分 全5回(ただし、2回目のみ1月25日(木)13時30分～15時)

場所 りんくる

内容 講義、運動実技

定員 25人(先着順)

費用 千円

申込締切 12月28日(木)
申込・問合せ 健康づくり課
☎72・3124

情報誌「遊歩」を一緒に作りませんか

高齢者の閉じこもりを予防するための情報誌「遊歩」を、ニコピン編集部と一緒に作ってみませんか。何となく興味のある方も大歓迎です。

問合せ 福祉生活課
☎72・3194



戦傷病者の妻への特別給付金

戦傷病者を永年介護されてきた奥さまのご労苦に対し、国として感謝するために支給されます。

◎「第18回特別給付金」または「第20回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合

次のいずれかの制度の対象となります。※右記国債を時効により失権した場合でも、各制度の対象となります

●「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の継続支給

戦傷病者の方が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等を受けている場合に、その妻に支給額 額面100万円から60万円(軽症者の方は2分の1の額)、10年の国債

●「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の特例支給

戦傷病者の方が、平成8年10月1日(または平成5年4月1日)以降平成15年3月31日まで

の間に、一般のけがや病気で死亡された場合に、その妻に支給額 額面5万円、5年国債

●「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給

戦傷病者の方が、平成8年10



平成19年度から個人住民税(市道民税)が大きく変わります!



Q:いつから変わるの?

A:個人住民税は、19年度分(19年6月分)からです。なお、所得税は、19年分(給与天引きの場合は19年1月から、それ以外は20年の確定申告時)から変わります。



Q:税負担は増えるの? 減るの?

A:税源移譲による税負担は、「所得税+個人住民税」の総額で変わりありません。

国税である所得税から地方税である住民税へ税源が移譲され、課税所得金額に応じて「5%・10%・13%」と段階的であった住民税所得割の税率が一律「10%」になります。

逆に、「10%~37%」であった所得税の税率が「5%~40%」に見直されることで所得税が減ります。

また、下表のとおり減額措置も講じられます。

この結果、住民税は増えますが、その分所得税が減るため、納税者本人の税負担(住民税と所得税の総額)には変わりはありません。

ただし、景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税が廃止になりますので、その分は増額となります。

| 課税所得 | 減額措置の内容 | |
|---------|--|-------------------------------|
| 200万円以下 | A. Bのいずれか少ない金額の5%を所得割額から控除(市民税3%、道民税2%) | A. 人的控除差の合計額* B. 課税所得 |
| 200万円超 | A-Cの金額の5%か、2,500円のいずれか多い金額を所得割額から控除(市民税3%、道民税2%) | A. 人的控除差の合計額 C. 課税所得-200万円 |

*所得税の基礎控除が38万円に対して住民税の基礎控除が33万円というように、所得税と住民税では人的控除(配偶者控除、一般扶養控除など)に差があり、この差額の合計が人的控除差の合計額になります



Q:具体的にどのくらい変わるの?

A:計算例を参考にしてください。

例:サラリーマン(妻と子ども2人を扶養、うち1人は特定扶養)の場合(単位:円)

| 収入額 | | 300万円 | 500万円 | 700万円 |
|-------------------|-----|--------|---------|---------|
| 税源移譲前 (定率減税あり) | 所得税 | 0 | 107,100 | 236,700 |
| | 住民税 | 12,300 | 74,300 | 185,300 |
| | 合計 | 12,300 | 181,400 | 422,000 |
| 税源移譲後 (定率減税廃止) | 所得税 | 0 | 59,500 | 165,500 |
| | 住民税 | 13,000 | 139,500 | 297,500 |
| | 合計 | 13,000 | 199,000 | 463,000 |
| 定率減税廃止による負担増減額 | | 700 | 17,600 | 41,000 |
| 税源移譲による負担増減額 | | 0 | 0 | 0 |

○収入額の1割を社会保険料として控除して計算しています。
○定率減税:所得税は税額の10%相当額(上限125,000円)を、住民税は所得割額の7.5%(上限20,000円)を控除しています。

圖税務課市民税担当 ☎72-3119
✉zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

月1日(または平成5年4月1日)以降平成15年3月31日までの間に、公務傷病や勤務関連傷病で死亡された場合に、その妻に支給。
支給額 額面200万円から60万円、10年の国債
◎新たに戦傷病者の妻となられた場合
平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。
右記の期間内に、戦傷病者としてこれらの年金を受けている方と婚姻した妻に支給します。

☎72-3194

問合せ 福祉生活課

細はお問い合わせください。

利用者は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

利用者負担は無料です。詳細はお問い合わせください。

コミュニケーション支援事業

☎72-3127

請求・問合せ 福祉総務課

9月30日

受付期間 10月2日~平成21年

【共通事項】

方は15万円)、10年の国債

支給額 額面30万円(軽症者の

福祉有償運送制度の改正

NPO等によるボランティア

輸送としての有償運送(福祉有

償運送)については、平成18年

5月に道路運送法が改正され、

10月1日より認可制から登録制

に変更となりました。

登録を行うためには、市が主

宰する「運営協議会」での協議

を経るなど一定の手続きと条件

が必要です。

問合せ 福祉総務課

☎72-3127

北海道高齢者

総合相談センター

年齢を問わず無料で相談をお

受けします。電話や来所、手紙、

ファックスなどでお気軽にご利用

ください。秘密は厳守します。

【一般相談】

本人や家族の悩み、心配ごと

など生活全般にわたる相談をお

受けします。内容によっては各

種関係機関団体への調査・照会

も行います。高齢者の無料職業

紹介も行います。

開設日時 月~金曜 9時~17

時

【専門相談(事前予約制)】

認知症(痴呆症)や高齢者の

病気に関する相談を、医師がお

受けする「医療の相談」や、金銭

貸借・遺産相続などの法律に関

する相談を弁護士がお受けする

「法律の相談」があります。事前

予約が必要ですので、まずはお

電話ください。

開設日時 医療の相談 第1:

3水曜 13時~16時/法律の相

談 毎週月曜・第2水曜 13時

~16時

【共通事項】

相談電話

☎011-251-2525

*祝日や年末年始(12月28日~

翌年1月4日)はお休みです

問合せ (財)北海道長寿社会振

興財団北海道高齢者総合相談セ

ンター(札幌市中央区北2西7

かどる2-7)

☎011-281-0928

✉soudanka@dochoju.or.jp